

第96期 定時株主総会招集ご通知

日時

2025年6月26日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

[郵送又はインターネット等による議決権行使期限]

2025年6月25日(水曜日)午後5時30分まで

場所

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室

決議事項

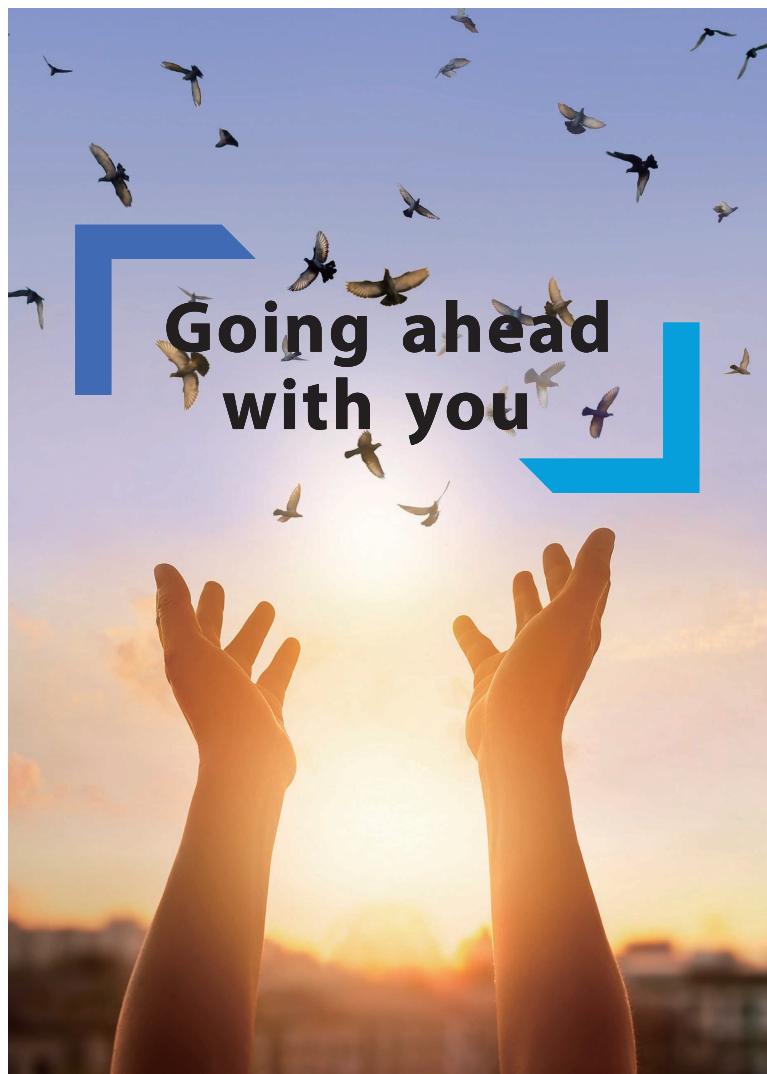
<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

- 第5号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件
- 第6号議案 剰余金の処分の件
- 第7号議案 議渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 第8号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。また、株主総会後の株主懇談会を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

本年4月1日付で弊社代表取締役社長に就任いたしました北村精一でございます。

おかげさまで弊社は本年3月18日に創業140周年を迎えることができました。

これもひとえに株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

弊社は更なる成長と発展を実現させていく所存ですので、皆様におかれましては一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月
代表取締役社長 北村 精一



▶中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2スタート

中長期経営計画「SHIFT2030」のフェーズ1では、定量目標の売上高と営業利益率をともに達成しました。本年4月よりスタートしたフェーズ2では、売上高1000億円の実現を目指し、更にグローバルにビジネスを展開するとともに既存事業のシェア拡大を図っていきます。また『新事業の探索』としてNamd™の航空宇宙産業向け製品の品質管理規格AS9100認証を着実に取得するほか、既存分野でも市場要求を的確にとらえた新製品開発に取り組んでまいります。

SHIFT2030 フェーズ1 2024年度 実績	SHIFT2030 フェーズ2 2027年度 目標	SHIFT2030 フェーズ3 2030年度 目標
売上高	1,050億円	1,200億円
営業利益率	7%	8%
事業ROIC*	7%	9%
新製品売上比率	10%	10%
海外売上高増加率 (FY2020比)	160%	180%
設備投資額 (4年間)	170億円	150億円

※ 事業ROIC計算式：税引後営業利益／期首期末平均事業資産（運転資本＋有形・無形固定資産）

※ 表内下線の目標値は、当初計画から変更した項目

株 主 各 位

[証券コード 5186]
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日2025年6月3日)
大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
ニッタ株式会社
代表取締役社長 北村 精一

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.nittagroup.com/jp/investment/library/to_shareholders/



また、インターネット上の以下のウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして当社名（ニッタ）または証券コード（5186）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。)



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5186/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3頁及び4頁のご案内に従って、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

----- 記 -----

- | | | |
|----------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。） |
| 3 | 目的事項 報告事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |

決議事項

<会社提案>

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

<株主提案>

- | | |
|-------|---------------------------------------------|
| 第5号議案 | 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応
に関する開示に係る定款変更の件 |
| 第6号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第7号議案 | 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件 |
| 第8号議案 | 社外取締役の構成に関する定款変更の件 |

その他本招集ご通知に関する事項

◎当社は、法令及び定款の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

■ ご案内

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主様でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください申し上げます。

当日ご出席されない場合



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、**2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに行使**いただきますようお願い申し上げます。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着**するようご返送くださいますようお願い申し上げます。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案については賛成、株主提案については反対としてお取扱いいたします。

※インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。第5号議案から第8号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案に反対しております。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合						株主提案に賛成する場合				
議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)	第3号議案	第4号議案		議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
会社提案	賛	賛		賛	賛	株主提案	賛	賛	賛	賛
	否	否		否	否		否	否	否	否

※各議案に対して賛否の表示が無い場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。次頁のインターネット等により議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

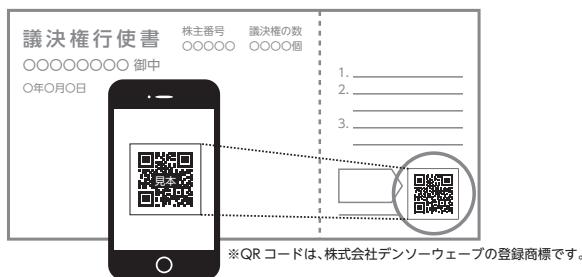
行使期限

2025年6月25日 (水曜日)
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

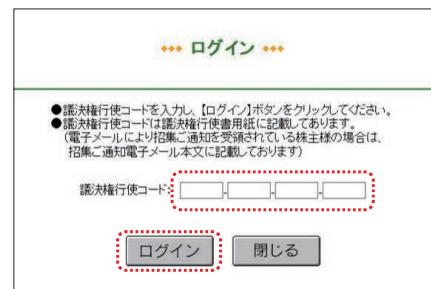
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使の操作方法に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使の操作方法に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

☎ 0120-652-031 【受付時間 (午前9時～午後9時)】

機関投資家の皆様へ

株式会社CJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを「基本方針」としております。

また、2024年3月期から中長期経営計画『SHIFT2030』フェーズ2終了までの期間（2024年3月期～2028年3月期）においては、この基本方針を維持しつつ、連結配当性向 30%以上かつDOE（株主資本配当率）2.5%以上を目安に、安定的かつ着実な増配（毎年1株当たり10円以上の増配）を継続的に実施することとしております。

第96期期末配当につきましては、上記の方針に基づいて、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式	1株につき金74円 (うち、普通配当69円、記念配当5円)
配当総額	2,057,770,614円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は、普通株式1株につき金140円となります。

3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任	いしきりやま 石切山 靖順	代表取締役会長兼会長執行役員 指名・報酬委員会委員
2	再任	きたむら 北村 精一	代表取締役社長兼社長執行役員 指名・報酬委員会委員
3	再任	はぎわら 萩原 豊浩	取締役兼常務執行役員 関連会社担当 ゲイツ・ユニッタ・アジア(株)代表取締役副社長
4	再任	いずみ 泉 敦	取締役兼執行役員 ニッタ・ムアー事業部長
5	再任	かけがみ 懸上 耕一	取締役兼執行役員 コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、購買担当
6	再任	とよしま 豊島 ひろ江	取締役 指名・報酬委員会委員長 中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員) ニデック(株)社外取締役 (監査等委員)
7	再任	いけだ 池田 剛久	取締役 指名・報酬委員会委員
8	再任	おの 小野 友之	取締役 指名・報酬委員会委員 小野公認会計士事務所所長 ローム(株)社外取締役 (監査等委員)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 東京証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号

1

いし きり やま

石切山

やす のり

靖順

再任

生年月日

1956年6月8日

所有する当社の株式の数

24,615株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
 2013年4月 当社工業資材事業部副事業部長
 2015年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
 2018年6月 当社取締役兼常務執行役員工業資材事業部長
 2019年12月 当社代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員
 2025年4月 当社代表取締役会長兼会長執行役員、指名・報酬委員会委員（現任）



●取締役候補者とした理由

石切山靖順氏は、ベルト・ゴム製品部門において「モノづくり」の核である製品開発及び品質管理業務に長年携わり、海外子会社での勤務経験も有しています。2019年12月より代表取締役社長に就任し、中長期経営計画「SHIFT2030」の策定及び実行をリードしました。2025年4月には、代表取締役会長に就任しています。取締役会は、同氏の知見と経験を取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

（注）石切山靖順氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

きた むら

北村

せい いち

精一

再任

生年月日

1962年1月11日

所有する当社の株式の数

10,207株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
 2012年4月 当社営業本部開発営業グループ部長
 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
 2021年4月 当社執行役員工業資材事業部長
 2021年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
 2023年6月 当社取締役兼常務執行役員工業資材事業部長
 2024年4月 当社代表取締役兼専務執行役員コーポレートセンター、工業資材事業部管掌
 指名・報酬委員会委員
 2025年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員（現任）



●取締役候補者とした理由

北村精一氏は、ベルト・ゴム製品部門の製品開発及び生産管理業務に従事し、また、米国子会社の経営に従事、更には営業に従事した経験も有しています。2025年4月より代表取締役社長に就任し、専門的知見と豊富な経験を活かし、中長期経営計画「SHIFT2030」の実行をリードしています。取締役会は、同氏の知見と経験を取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

（注）北村精一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

はぎ わら
萩原

とよ ひろ
豊浩

再任

生年月日

1961年1月16日

所有する当社の株式の数

10,614株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2014年7月 当社工業資材事業部グローバルマーケティング部長
 2018年6月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部長
 2020年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
 2021年4月 当社取締役兼執行役員関連会社担当
 2021年6月 ゲイツ・ユニッタ・アジア株式会社代表取締役副社長（現任）
 2024年4月 当社取締役兼常務執行役員関連会社担当（現任）



●取締役候補者とした理由

萩原豊浩氏は、国内外での顧客開拓や海外子会社の経営に従事するなど、当社グループのグローバル展開に寄与し、国際的なビジネスの知見と経験を積み重ねてきました。2020年6月には取締役兼工業資材事業部長に就任し、2021年6月からは収益面で貢献の大きい関連会社担当役員を務めています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

（注）萩原豊浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

いずみ
泉

あつし
敦

再任

生年月日

1963年2月17日

所有する当社の株式の数

7,171株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
 2011年4月 当社ニッタ・ムアー事業部技術部長
 2019年4月 当社ニッタ・ムアー事業部技術部上席部長
 2021年4月 当社執行役員ニッタ・ムアー事業部長
 2023年6月 当社取締役兼執行役員ニッタ・ムアー事業部長（現任）



●取締役候補者とした理由

泉 敦氏は、ホース・チューブ製品部門の製品開発や生産技術の開発に長年携わり、同部門製品に関する高度な知見と経験を有しており、また、海外子会社現地トップとして経営に従事した経験も有しています。2023年6月には、取締役兼同部門事業部長に就任し、同部門の事業拡大と生産性向上をリードしています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

（注）泉敦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

かけがみ

懸上

こういち

耕一

再任

生年月日

1964年2月2日

所有する当社の株式の数

4,069株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
- 2007年4月 当社入社
- 2013年4月 当社経営管理グループ部長
- 2021年4月 当社経営管理グループ上席部長
- 2023年6月 当社取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、デジタル統括推進担当
- 2024年4月 当社取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、グローバル推進担当
- 2025年4月 当社取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、購買担当（現任）



●取締役候補者とした理由

懸上耕一氏は、長年に亘り大手金融機関で営業に従事し、企業の財務・経理面などをサポートしてきました。当社入社後は、法務、リスク管理や当社グループ全般に亘る経営管理、財務・経理、IRなど多様な分野で知見と経験を積み重ねてきました。更に、子会社役員を兼務し経営にも携わってきました。2023年6月には取締役兼コーポレートセンター長に就任し、専門的知見と豊富な経験を活かし、当社グループの企業価値向上をリードしています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

（注）懸上耕一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

とよしま

豊島 ひろ江

え

再任

社外

独立

生年月日

1967年9月28日

所有する当社の株式の数

なし

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 弁護士登録（司法修習第50期）
 1998年4月 中本総合法律事務所勤務
 2005年11月 米国ニューヨーク州弁護士登録
 2009年4月 中本総合法律事務所パートナー就任（現任）
 2015年10月 株式会社サンエス社外取締役就任（～2018年3月）
 2020年6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員
 2020年6月 日東富士製粉株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
 2023年6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員長（現任）
 2023年6月 ニデック株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）



●社外取締役在任期間

5年

●2024年度 取締役会等出席状況

取締役会 13回/13回中 指名・報酬委員会 6回/6回中 S.C.R.委員会^(※) 4回/4回中

※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

豊島ひろ江氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、弁護士としての豊富な経験に加え、企業法務及び国際取引契約に関する専門的な知見を有し、2020年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、取締役会は上述の理由により、今後も社外取締役として当社グループの経営について適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与いただくと判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1. 豊島ひろ江氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、豊島ひろ江氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

候補者番号

 いけ だ たけ ひさ
7 池田 剛久

再任 社外 独立

 生年月日 1958年11月12日
 所有する当社の株式の数 なし

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行
 2011年4月 同行 執行役員本店営業第六部長
 2013年4月 同行 常務執行役員
 名古屋営業本部名古屋営業部担当兼名古屋法人営業本部長
 2015年4月 同行 常務執行役員
 法人部門副責任役員（東日本担当）
 2016年5月 三井住友ファイナンス&リース株式会社専務執行役員
 2016年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員（～2020年5月）
 兼 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
 2020年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役専務執行役員（～2022年6月）
 2021年6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員（現任）


●社外取締役在任期間

4年

●2024年度 取締役会等出席状況

 取締役会 13回/13回中 指名・報酬委員会 6回/6回中 S.C.R.委員会^(※) 4回/4回中

※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池田剛久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、長年に亘り大手金融機関で営業に従事し、企業の事業戦略の策定・展開を企業財務の面からサポートしてこられました。また、近年は同金融機関の執行役員として経営の執行にあたり、その後、大手リース会社の取締役として経営に携わってこられました。取締役会は、同氏が豊富な経験と企業財務に関する専門的な知見を有していること、また、2021年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2022年6月まで三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役専務執行役員を務めており、当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引は双方から見て売上高の1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。当社は、現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1. 池田剛久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、池田剛久氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

おのともゆき
小野 友之

再任

社外

独立

生年月日

1960年2月17日

所有する当社の株式の数

なし

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）入社
 1989年10月 英和監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
 1993年3月 公認会計士登録
 1998年8月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
 2007年6月 同監査法人パートナー 就任（～2022年6月）
 2021年5月 同監査法人社員会議長 就任（～2022年5月）
 2022年7月 小野公認会計士事務所所長（現任）
 2023年6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員（現任）
 2023年6月 ローム株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）



●社外取締役在任期間

2年

●2024年度 取締役会等出席状況

取締役会 13回/13回中 指名・報酬委員会 6回/6回中 S.C.R.委員会^(※) 4回/4回中

※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小野友之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、大手企業での実務経験及び公認会計士として国内大手企業の監査を長年に亘り担当するなど、専門的な知識と豊富な経験を有し、2023年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいています。同氏は会社役員として企業経営に関与した経験はありませんが、取締役会は上述の理由により、今後も社外取締役として当社グループの経営について適切な監督を行い、企業価値向上に寄与いただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1. 小野友之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、小野友之氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社取締役候補者及び執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

・取締役候補者の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	専門性と経験					
		企業経営 組織運営	国際性	営業販売 マーケティング	製造技術 研究開発	人事・法務・ リスク管理	経営戦略 財務会計
1	石切山 靖 順	●	●		●		
2	北 村 精 一	●	●	●	●		
3	萩 原 豊 浩	●	●	●			
4	泉 敦	●	●		●		
5	懸 上 耕 一	●		●		●	●
6	豊 島 ひろ江	●	●			●	
7	池 田 剛 久	●		●			●
8	小 野 友 之	●				●	●

・当社は、執行役員制度を導入しております。本株主総会後の取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

役 位	氏 名	専門性と経験					
		企業経営 組織運営	国際性	営業販売 マーケティング	製造技術 研究開発	人事・法務・ リスク管理	経営戦略 財務会計
常務執行役員	鈴木 弘樹	●	●	●			
執行役員	瀧田 雄二	●		●		●	
執行役員	石塚 隆文	●			●	●	
執行役員	平田 圭司	●		●	●	●	
執行役員	黒川 健正	●			●		
執行役員	木塚 史	●				●	
執行役員	和氣 厚仁	●	●	●			

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役赤井順一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、森下敏彦氏は赤井順一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時（2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時）までとなります。

また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

もりした としひこ
森下 敏彦 新任

生年月日 1966年11月20日
 所有する当社の株式の数 300株

●略歴及び重要な兼職の状況

1989年4月 東洋ゴム工業株式会社（現 TOYO TIRE株式会社）入社
 2013年10月 同社直需販売第一部長
 2017年3月 東洋ゴム化工品株式会社代表取締役社長
 2017年11月 ニッタ化工品株式会社代表取締役社長
 2020年4月 当社経営戦略室上席部長（現任）



●監査役候補者とした理由

森下敏彦氏は、長年に亘りゴム業界で営業及び企画の業務を経験してきました。また、当社グループ会社の社長として経営に従事した後、コーポレートセンター経営戦略室において、中長期経営計画の企画及び推進に取り組むとともにグループ会社の支援を行ってまいりました。取締役会は、同氏の豊富な業務知識と業務経験を当社グループの監査に活かすことができると判断したため、この度、同氏を監査役候補者いたしました。

（注）森下敏彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしましたことと存じます。

なお、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

にしむら さとこ
西村 智子

補欠の社外監査役

生年月日 1967年1月14日
 所有する当社の株式の数 なし

●略歴及び重要な兼職の状況

- 1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
- 1993年8月 公認会計士登録
- 2001年3月 西村智子公認会計士事務所所長（現任）
- 2002年10月 税理士登録
西村智子税理士事務所所長（現任）
- 2023年2月 象印マホービン株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2023年6月 株式会社リニカル社外取締役（現任）



●補欠の社外監査役候補者とした理由

西村智子氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識と豊富な経験を有しており、それらを当社グループの監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 西村智子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村智子氏が、社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。西村智子氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案以下は、株主様からのご提案によるものであります。
 なお、提案をうけた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

<株主提案>

第5号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

(1) 議案の要領

以下の条項を当社の定款に追加で規定する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(新設)	第7章 開示 (資本コストや株価を意識した経営に関する開示) 第43条 当社は上場会社である限り、東京証券取引所が2024年2月1日に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例(以下、ポイントと事例)に基づく、取り組み・開示内容の妥当性を検証し、当該ポイントと事例の項目に従った取り組み内容をコーポレート・ガバナンス報告書及び当社のウェブサイトを開示する。

(2) 提案の理由

弊社は2023年3月31日に東京証券取引所がプライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」(以下、「東証要請」)の主旨に賛同しております。また、その対応が形式面にとどまらず、実効性の高いものであるために、2024年2月1日に東京証券取引所が発表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」(以下、「ポイントと事例」)に基づく、取り組みの継続的な検証が有効であると考えます。

当社は、東証要請に基づく開示状況は開示済となっており、中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2において、事業ROIの定量目標や資本コスト7%を意識した投資判断など資本効率改善の取り組みへの開示は評価できるものです。しかし、当社のPBRは0.6倍台と1倍を大きく下回って推移しており、これは当社の株価が清算価値より低く株式市場から評価されていることを意味します。東証要請では、「PBR1倍割れは、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、成長性が投資者から十分に評価されていないことが示唆される1つの目安」とされ、東証要請に対応するために当社はさらなる取り組みと実践が必要です。

当社は事業セグメントから得られる収益である営業利益だけではなく、持分法適用会社から得られる持分法投資利益が収益の柱となっており、投資家は持分法適用会社を含んで当社を評価します。しかし、当社の定量目標には当社全体の資本効率の指標であるROEの開示がなく、東証要請の趣旨である投資者の視点を踏まえた開示としては不十分です。また、当社はキャッシュ・アロケーションに関する項目の開示はあるものの、株主還元、成長投資資金、運転資金の具体的な金額規模の開示がなく、ポイントと事例に記載のあるバランスシートが効率的な状態になっているかという視点の開示が不十分であると考えます。当社がこれらの具体的な内容を開示することによって、東証要請に趣旨である中長期的な目線を持つ株主・投資者の期待に応えることができると考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

本株主提案は、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の取組みに関して、定款に条項を新設することを求めるものです。しかしながら、わが国の会社法において定款は、法人の目的や組織、活動等に関する根本規則を定めるものです。一方で、資本コストや株価を意識した経営の実現のためには市場環境や事業戦略の変化に迅速かつ柔軟に対応していくことが不可欠ですので、会社の根本規則である定款に本株主提案の条項を定めることは適切ではないと考えます。

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、その対応について2023年11月2日に公表するとともに中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2を策定し、2025年4月1日にこれを公表しております。

東京証券取引所の要請では、「PBR1倍割れは、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、成長性が投資者から十分に評価されていないことが示唆される1つの目安」とされていますので、当社はその改善に向けて、取組方針として、①成長戦略 ②資本効率の改善 ③株主還元の強化を掲げています。

とりわけ、資本効率の改善に向けて、事業・製品ポートフォリオの最適化による資源再配分、事業ROICの改善及び政策保有株式の縮減等の取組みを進めていくこととしております。

この中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2に掲げた成長戦略の着実な実行と、資本効率及び株主還元を重視した経営を進めることで、企業価値の最大化を図ってまいります。

加えて、当社の利益構造として、持分法投資利益の影響が大きいことは、投資家にとって重要な視点であることを認識しており、持分法適用会社の資本収益性を表示するとともにその成長支援を進めていくことを掲げております。

このように、当社は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関して具体的かつ積極的に取り組んでおります。また、当社の取組みについて株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの皆様にご理解頂けるように適時適切な情報開示に努めてまいります。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第6号議案 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり347円から当社提案配当金額を控除した金額を当社提案配当金額に加えて配当する。

当社提案配当金額とは、本定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金の処分に関する議案に基づく普通株式1株当たり配当金額のこととする。また、第96期1株当たり当期純利益金額に100%を乗じた金額について小数点以下を切り捨てた金額（以下、「実績EPSの100%相当額」）から、当社中間配当金66円を控除した金額が347円と異なる場合には、冒頭の347円を実績EPSの100%相当額から中間配当金66円を控除した金額に読み替えることとする。

配当総額は、上記普通株式1株当たりの配当金額に2025年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額とする。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
本定時株主総会の開催日の翌営業日

なお、本議案は、本定時株主総会に会社側の剰余金の処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

(2) 提案の理由

剰余金の処分の件の議案における普通株式1株当たり347円の提案は、年間配当金が1株当たり当期純利益の100%、つまり配当性向100%を配当すべきとの提案です。

当社は2024年12月末時点で現金及び預金と有価証券、投資有価証券（債券）で373億円、政策保有株式である投資有価証券で137億円を保有し、両者の合計は510億円と計算され、2025年3月末時点の時価総額の約50%の規模となっております。必要資金を超えた現金資産の積み上げは資本効率の低下・企業価値の毀損につながります。また、当社のPBRは0.6倍台と1倍を大きく下回っており、当社の現在の株価が清算価値より低く評価されています。このような株価評価を放置することは、株主にとって看過できるものではありません。

当社の配当方針は連結配当性向30%以上かつDOE（株主資本配当率）2.5%以上を目安に、安定的かつ着実な増配（期間中毎年1株当たり10円以上の増配）を継続的に実施する方針と開示しております。この配当方針では当社の自己資本を増加させ、これまでと同様に現金資産が積み上がり資本効率の低下につながります。そこで、PBR1倍割れの状況を改善し株価を意識した経営を行うとともに、当社の現金資産を低減し資本効率の向上を図るため、当期純利益を株主に還元することで株主価値を向上する施策を実施すべきと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対いたします。**

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。また、2023年11月2日に、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みの一環として、株主の皆様に対する利益還元強化の姿勢をより明確に示すため、株主還元方針を変更し、これを開示しております。

2024年3月期から中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2終了までの期間（2024年3月期～2028年3月期）においては、上記の基本方針を維持しつつ、連結配当性向30%以上かつDOE（株主資本配当率）2.5%以上を目安に、安定的かつ着実な増配（期間中毎年1株当たり10円以上の増配）を継続的に実施することとしております。

この株主還元方針に基づき、2025年3月期の期末配当金については、1株あたり普通配当69円と創業140周年の記念配当5円を合わせ、74円とさせていただきます。これにより年間配当予想は1株当たり140円となります。

この株主還元方針の通り、当社は株主の皆様に対して一定期間にわたる安定的な配当政策を実行しており、今後も持続的な利益還元の向上を目指す方針です。本株主提案は、1株当たり当期純利益の100%の配当、すなわち、配当性向100%を提案するもので、このような短期的な視点での配当の増額は、短期的な株主利益には寄与するものの、当社の中長期的な企業価値向上を妨げる恐れがあり、中長期的な株主価値の最大化にはつながらないと考えております。

当社取締役会は、中長期的な視点での株主価値の最大化を重視し、今後の事業展開や成長を支えるための資金確保も重要であると考えております。短期的な配当の増額は、中長期的な株主利益を損なうリスクを伴い、今後の成長投資や事業戦略の実行に支障をきたす可能性があります。そのため、健全な財務基盤を維持しながら、安定的かつ着実な増配を目指す現行の配当政策を維持することが重要と判断しております。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）とすること、これとは別枠で、2019年6月21日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）とすることが承認されているが、今般、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる当社の取締役と執行役員に対し、年額300百万円以内、付与株式数の上限91,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、ROEとTSR（株主総利回り）を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、譲渡制限付株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされております。当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しているものの、第95期(2023年4月1日から2024年3月31日)では当社の取締役（社外取締役を除く）に年額128百万円の固定報酬が支払われているのに対し、株式報酬は40百万円となっており、固定報酬の31%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当の株式保有に到達するまで、約10年かかることとなります。譲渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3~5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対いたします。**

当社の取締役の報酬制度は、各年の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブになるとともに、取締役に中長期経営計画の達成等を通じた中長期にわたる企業価値の持続的向上を十分に意識づける報酬体系とすることを基本方針としております。

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成されております。固定報酬は、企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための基本報酬として毎月金銭で支払うものとしております。業績連動報酬は単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、各事業年度の業績評価に応じて支払われる金銭報酬です。譲渡制限付株式報酬は、2019年度から導入した制度で、取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬債権を支給するものです。

また、当社は、取締役の報酬等の決定における客観性と透明性を確保することを目的として、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置しており、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成等については、本委員会からの助言を踏まえて取締役会で決定することとしております。

また、取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、本委員会がその内容について上記方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会においては、本委員会の答申及び助言を踏まえながら、経済情勢及び同業種・同規模の他企業の水準、会社の業績や経営内容を考慮し、決定をしております。

本株主提案は、対象取締役等に対して、年額300百万円以内、付与株式数の上限91,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとし、ROEとTSR（株主総利回り）を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計する旨を提案しています。

しかしながら、本株主提案の内容は、当社取締役の報酬に関する基本方針から大きく乖離しており、基本報酬、業績連動型報酬及び非金銭報酬等としての株式報酬という3つの報酬のバランスを著しく欠く株式報酬偏重の制度であるため、当社取締役の報酬体系としては適切ではないと考えております。

なお、当社は、定期的にコーポレートガバナンスについての見直しを行っており、取締役の報酬のあり方についても、中長期的な業績の向上と企業価値の増大のインセンティブとするという観点から、より良い方策について、今後も検討を続けてまいります。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第8号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(員数) 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。 <u>2 上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様な取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役8名のうち社外取締役は3名となっており、コーポレートガバナンス・コード原則上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、女性及びアナリストとして高い経験とスキルを持つ人材の登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらずと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにするでしょう。しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家の意義があると考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置しております。本委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成されています。取締役候補者については、本委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において選定しており、本定時株主総会に上程しております取締役候補者についてもこのプロセスを踏んで選定しております。

当社では、取締役会全体として求められるスキル、知識、経験を十分に備え、かつ多様性を確保したメンバー構成となるように、取締役会の構成員が備えるべきスキルを特定し、その認定基準を設定しています。また、本委員会では、コーポレートガバナンス・コード並びにサクセッションプラン及びスキル認定基準を踏まえて、当社業務に精通した社内人材と専門性の高いスキル・経験を保有する社外人材とをバランスよく取締役候補者として選定し、取締役会に対して助言・提言をしております。

また、2024年6月の当社株主総会では、各取締役の選任議案につきまして、95%以上の高い賛成率でご承認を頂いており、当社の取締役会の構成は多くの株主の皆様からご支持を頂いているものと認識しております。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役の構成は、8名中3名が独立社外取締役です。これは「独立性を有する社外取締役を少なくとも3分の1以上」とするプライム市場上場会社に求められるコーポレートガバナンス・コード上の要件を満たしております。

また、独立社外取締役3名の属性は、企業経営者、弁護士、公認会計士と高度な専門性と様々な経験を有し、コーポレートガバナンスにも知見の深い人材で構成しており、うち1名は女性です。

当社取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は十分な独立性が保たれているとともに、当社グループ理念と中長期経営計画「SHIFT2030」の達成に向けた経営の執行及び監督のために最適な構成であること、また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制となっていることを確認及び判断しており、当社はこのことが、株主の皆様の利益に繋がるものと考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなる可能性もあると考えます。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、多くの地域で景気の持ち直しの動きが見られましたが、欧米の高い金利水準の継続や中国経済の停滞、ウクライナや中東地域を巡る情勢に加え、足元ではアメリカの関税政策の動向により、先行き不透明感が高まりました。国内経済については、物価の上昇がみられるものの、雇用や所得環境が改善したことにより、緩やかな回復基調となりました。

当社グループ製品の主要需要業界におきましては、半導体製造装置向けが需要回復傾向にあり、物流業界向けも北米などで好転がみられましたが、自動車業界向けや建設機械向けでは依然として需要が低調でした。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度における売上高は、902億7千6百万円と、前連結会計年度比16億6千7百万円の増収（1.9%増）となりました。

損益面では、高騰した原材料価格の販売価格への転嫁が進み、また、半導体製造装置向けなど高付加価値製品の売上が回復したこと等により、営業利益は51億5千5百万円と前連結会計年度比7億3千4百万円の増益（16.6%増）となりました。

また、持分法適用会社において、半導体業界向けの需要が好調に推移したことにより、持分法による投資利益が増加したため、経常利益は146億1百万円と前連結会計年度比25億9千4百万円の増益（21.6%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は121億3千1百万円と前連結会計年度比22億7千3百万円の増益（23.1%増）となりました。

売上高



営業利益



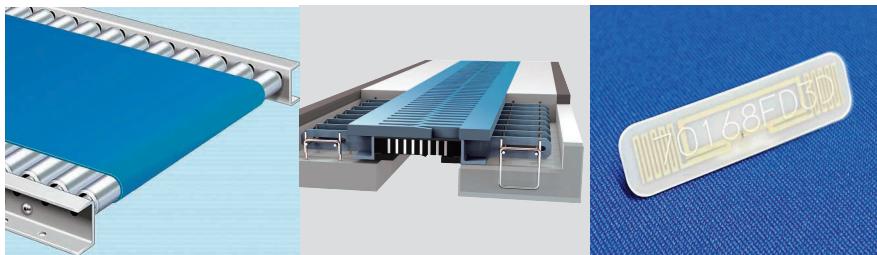
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



ベルト・ゴム製品事業



売上高

296億8千4百万円

前年度比増減

0.5%

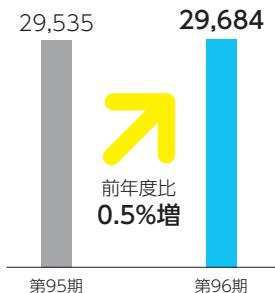


●主な事業内容

ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、通信機器、電子機器、センサ製品、感温性粘着テープ、RFID製品

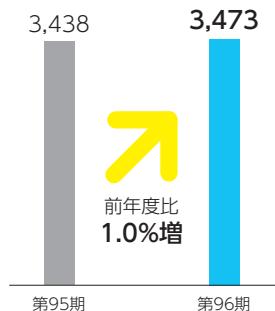
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

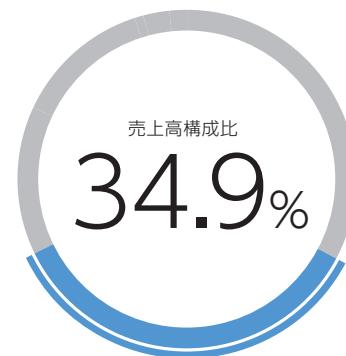
(単位:百万円)



国内では、電子部品向けの感温性粘着テープの需要が堅調でしたが、前年度のリネン業界向けのRFID製品の特需が収束しました。海外では、北米で物流業界向けのベルト製品の需要が好転し、また、アジア地域で電子部品向け等のベルト製品の需要が堅調でした。

以上の結果、売上高は296億8千4百万円と前連結会計年度比1億4千8百万円の増加(0.5%増)となりました。セグメント利益は、34億7千3百万円と前連結会計年度比3千4百万円の増加(1.0%増)となりました。

ホース・チューブ製品事業



売上高

315億1千8百万円

前年度比増減

0.6%

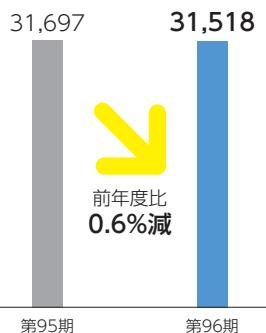


●主な事業内容

樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品

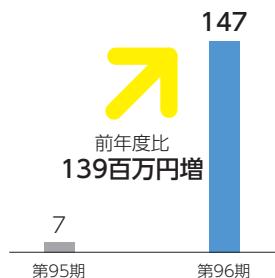
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



国内では、半導体製造装置向け製品が回復傾向となり、また、自動車製造ライン向けのメカトロ製品が堅調に推移しましたが、自動車業界や建設機械向け製品が低調でした。利益面では原材料価格上昇の販売価格への転嫁が進みました。海外では、アジア圏、特に中国で自動車業界や建設機械向け製品が低調でした。

以上の結果、売上高は315億1千8百万円と前連結会計年度比1億7千9百万円の減少(0.6%減)となりました。セグメント利益は、1億4千7百万円と前連結会計年度比1億3千9百万円の増加となりました。

化工品事業



売上高

130億2千9百万円

前年度比増減

10.2%

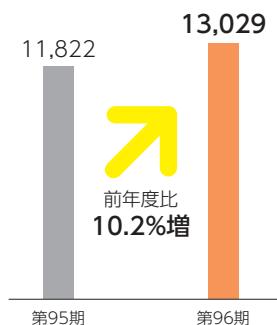


●主な事業内容

高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品

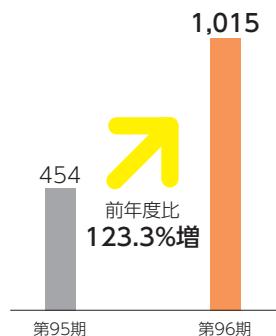
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



国内では、鉄道向けゴム製品が堅調に推移しました。海外では、OA機器向けエラストマー製品や鉄道向けゴム製品が堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は130億2千9百万円と前連結会計年度比12億6百万円の増加（10.2%増）となりました。セグメント利益は、10億1千5百万円と前連結会計年度比5億6千万円の増加（123.3%増）となりました。

その他産業用製品事業



売上高

115億2千7百万円

前年度比増減

0.5%



●主な事業内容

空調製品、医療用ゴム・プラスチック製品

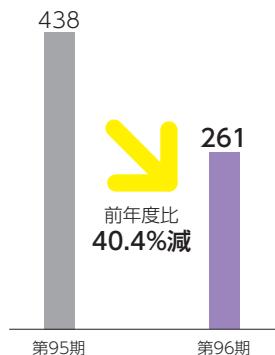
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



空調製品は、半導体業界や製薬業界、病院向け等のフィルタ製品の需要が堅調に推移しましたが、測定器などの需要が低調でした。

以上の結果、売上高は115億2千7百万円と前連結会計年度比5千2百万円の増加（0.5%増）となりました。セグメント利益は、2億6千1百万円と前連結会計年度比1億7千7百万円の減少（40.4%減）となりました。

不動産事業

テナント収入の減少により、売上高は9億2千4百万円と前連結会計年度比4千9百万円の減少（5.1%減）となりました。セグメント利益は、3億1千6百万円と前連結会計年度比5千9百万円の増加（23.2%増）となりました。



売上高

9億2千4百万円

前年度比増減

5.1%



●主な事業内容
土地及び建物の賃貸

経営指導事業

経営指導の対象となる関連会社の業績が半導体市場回復の影響を受け好調であったため、売上高は22億7千7百万円と前連結会計年度比4億7千2百万円の増加（26.1%増）となり、セグメント利益は、18億5千8百万円と前連結会計年度比3億3千8百万円の増加（22.3%増）となりました。



売上高

22億7千7百万円

前年度比増減

26.1%



●主な事業内容
関係会社に対する経営指導

その他

自動車運転免許教習事業や北海道における山林事業で構成されるその他の事業の売上高は13億1千5百万円と前連結会計年度比1千6百万円の増加（1.3%増）となりましたが、セグメント利益は、4千3百万円と前連結会計年度比1千万円の減少（20.0%減）となりました。



売上高

13億1千5百万円

前年度比増減

1.3%



●主な事業内容
自動車運転免許教習事業、山林事業、
畜産事業、業務受託

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は68億8千2百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

京田辺市 関連会社向け賃貸用倉庫新築

ニッタコーポレーション（タイランド）LTD

タイ・ラヨーン県 工場棟増築

韓国ニッタムア（株）

韓国・亀尾市 工場移転・拡張

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

ニッタコーポレーションインディアPvt.Ltd

インド・プネ県 工場新築

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に重要なものはありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、主要需要業界である半導体業界や物流業界向けの堅調な需要を見込むものの、米国の関税政策次第では世界的な景気の押し下げ要因となることも予想され、不確実性と先行きの不透明感が増しています。

このような環境下ではありますが、次期は中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2の初年度であり、当社グループはフェーズ2の目標達成に向けてチャレンジしていきます。

次期連結業績予想は、売上高は920億円（前連結会計年度比1.9%増）、営業利益は53億円（前連結会計年度比2.8%増）、経常利益は140億円（前連結会計年度比4.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は115億円（前連結会計年度比5.2%減）を予定しております。

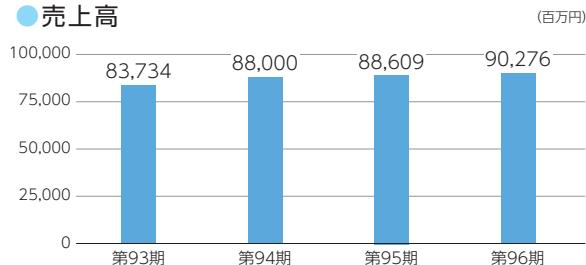
なお、米国の関税政策とそれに対する各国の反応が当社の事業及び業績に与える影響については、現時点で不透明な要素が多く、その影響を合理的に見積もることは困難なため、次期の連結業績予想には織り込んでおりません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

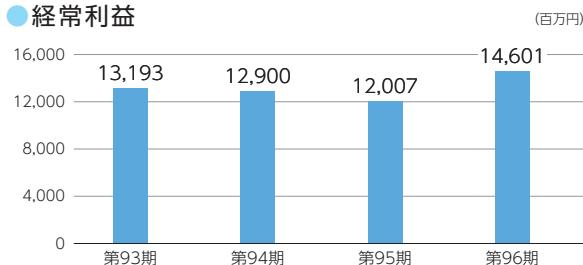
区 分	2022年3月期 第93期	2023年3月期 第94期	2024年3月期 第95期	2025年3月期 第96期 (当連結会計年度)
売上高	83,734百万円	88,000百万円	88,609百万円	90,276百万円
経常利益	13,193百万円	12,900百万円	12,007百万円	14,601百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	10,489百万円	10,853百万円	9,857百万円	12,131百万円
1株当たり当期純利益	370.45円	387.27円	353.84円	436.73円
総資産	147,450百万円	158,385百万円	169,504百万円	179,931百万円
純資産	119,214百万円	129,450百万円	142,011百万円	154,176百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。なお、当社は、第92期において、従業員持株会信託型E S O Pを導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

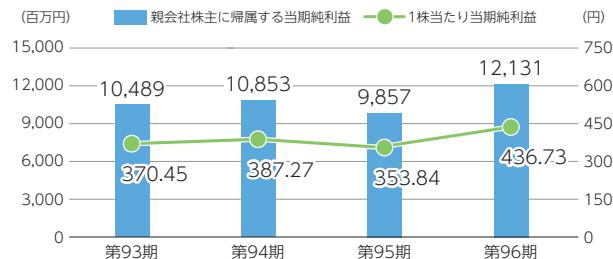
● 売上高



● 経常利益



● 親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益



● 総資産・純資産



(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ニッタ化工品株式会社	90百万円	100.0%	工業用ゴム製品及び樹脂製品の製造・販売
株式会社パワーテクノ	50百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタテクノソリューションズ株式会社	20百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタエアソリューションズ株式会社	30百万円	100.0%	空気清浄製品の販売
浪華ゴム工業株式会社	45百万円	100.0%	医療用ゴム・プラスチック製品の製造・販売
ニッタコーポレーションオブアメリカ	11百万US\$	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の製造・販売
ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.	13百万US\$	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
韓国ニッタムアー株式会社	13,450百万WON	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
ニッタムアー科技(常州)有限公司	67百万人民币	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売

②企業結合の成果

当社の連結対象会社は、上記の重要な9社を含め、連結対象子会社32社、持分法適用関連会社11社で構成されております。

当期の連結売上高は、902億7千6百万円（前連結会計年度は886億9百万円）となりました。

また、連結経常利益は、146億1百万円（前年度比21.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、121億3千1百万円（前年度比23.1%増）となりました。

③技術提携の状況

技術提携の主要な相手先は、米国のハネウェル社（旧トランスノルムシステム社）及びテクスキャン社等であり、ます。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
ベルト・ゴム製品事業	ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、通信機器、電子機器、センサ製品、感温性粘着テープ、RFID
ホース・チューブ製品事業	樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品
化工品事業	高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品
その他産業用製品事業	空調製品、医療用ゴム・プラスチック製品
不動産事業	土地及び建物の賃貸
経営指導事業	関係会社に対する経営指導
その他	自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社	大 阪 府 大 阪 市 区 浪 速
名古屋支店	愛 知 県 名 古 屋 市 区 中 村
北陸営業所	石 川 県 金 沢 市
奈良工場	奈 良 県 山 市 大 和 郡
高知工場	高 知 県 香 美 市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
ニッタ化工品株式会社	大 阪 府 大 阪 市 区 浪 速
ニッタテクノソリューションズ株式会社	兵 庫 県 神 戸 市 区 長 田
浪華ゴム工業株式会社	奈 良 県 高 田 市 大 和
ニッタムアーメキシコス.de R.L.de C.V.	メ キ シ コ サンルイスポトシ州
ニッタムアー科技(常州)有限公司	中 華 人 民 共 和 国 江 蘇 省

名 称	所 在 地
東京支店	東 京 都 中 央 区
福岡営業所	福 岡 県 福 岡 市 区 博 多
静岡営業所	静 岡 県 静 岡 市 区 葵
名張工場	三 重 県 名 張 市
北海道事業所	北 海 道 中 川 郡 町 幕 別

名 称	所 在 地
株式会社パワーテクノ	東 京 都 葛 飾 区
ニッタエアソリューションズ株式会社	東 京 都 中 央 区
ニッタコーポレーションオブアメリカ	米 国 ジ ョ ー ジ ア 州
韓国ニッタムアー株式会社	大 韓 民 国 慶 尚 北 道 龜 尾 市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,940名	12名減

② 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減
1,098名	37名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は少数のため省略しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	19百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 29,272,503株
 (3) 株主数 11,526名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,986	10.73
新田ゴム工業株式会社	2,842	10.22
アイビーピー株式会社	2,301	8.27
合同会社オンガホールディングス	1,430	5.14
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,339	4.81
ニッタ取引先持株会	987	3.54
ニッタ共栄会	691	2.48
新田 忠	498	1.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	482	1.73
ニッタ従業員持株会	441	1.58

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式1,464,792株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、従業員持株会信託型ESOPの信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式121,500株を含んでおりません。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

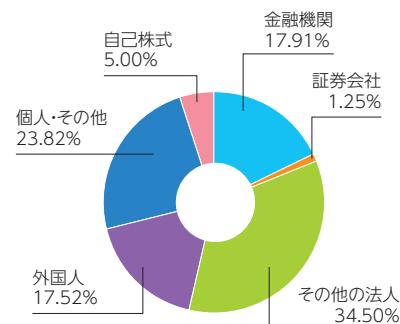
(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は、「4. 会社役員に関する事項」(2) ④に記載のとおりです。

取締役、執行役員に交付した株式の区分別合計

役職	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く。）	8,445	5
執行役員（兼務取締役を除く。）	6,613	6

ご参考 所有者別株式分布状況



3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石切山 靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員	
北 村 精 一	代表取締役兼専務執行役員 コーポレートセンター、工業資材事業部管掌 指名・報酬委員会委員	
萩 原 豊 浩	取締役兼常務執行役員関連会社担当	ゲイツ・ユニッタ・アジア(株) 代表取締役副社長
泉 敦	取締役兼執行役員ニッタ・ムアー事業部長	
懸 上 耕 一	取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、グローバル推進担当	
豊 島 ひろ江	取締役、指名・報酬委員会委員長	中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員) ニデック(株)社外取締役 (監査等委員)
池 田 剛 久	取締役、指名・報酬委員会委員	
小 野 友 之	取締役、指名・報酬委員会委員	小野公認会計士事務所所長 ローム(株)社外取締役 (監査等委員)
赤 井 順 一	常勤監査役	
福 若 克 博	常勤監査役	
松 浦 一 悦	監査役	松山大学経済学部 教授 松山大学大学院経済学研究科長
大 神 哲 明	監査役	(株)ニッセイ・ニュークリエーション 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 豊島ひろ江、池田剛久及び小野友之の3名は、社外取締役であります。なお、3名は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 松浦一悦及び大神哲明の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 豊島ひろ江氏がパートナーを務める中本総合法律事務所、社外取締役を務める日東富士製粉株式会社及びニデック株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
4. 取締役 池田剛久氏は2022年6月24日まで三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役専務執行役員を務めておりました。当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引は双方から見て売上高の1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
5. 取締役 小野友之氏が所長を務める小野公認会計士事務所及び社外取締役を務めるローム株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
6. 監査役 松浦一悦氏が2014年11月30日まで常務理事を務めていた学校法人松山大学に当社は奨学支援・教育施設整備等の目的で寄付を行っておりますが、当社の寄付額は寄付収入総額と比較して僅少です。また、同氏は現在同大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はありません。
7. 監査役 大神哲明氏が代表取締役社長を務める株式会社ニッセイ・ニュークリエーション及び2024年6月27日まで代表取締役副社長を務めていた星光ビル管理株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
8. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 取締役 小林武史氏は2024年6月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- (2) 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
	変更前	変更後	異動年月日
北村 精一	取締役兼常務執行役員 工業資材事業部長	代表取締役兼専務執行役員 コーポレートセンター、工業資材事業部管掌	2024年4月1日
萩原 豊浩	取締役兼執行役員関連会社担当 兼ゲイツ・ユニタ・アジア株式会社 代表取締役副社長	取締役兼常務執行役員関連会社担当 兼ゲイツ・ユニタ・アジア株式会社 代表取締役副社長	2024年4月1日
懸上 耕一	取締役兼執行役員 コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、デジタル統括推進担当	取締役兼執行役員 コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、グローバル推進担当	2024年4月1日

9. 当社は、2018年12月に、指名・報酬委員会を設置しております。
10. 当社は、執行役員制度を導入しており、2025年3月31日現在の執行役員は上表5名の兼務取締役のほか、次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
鈴木 弘 樹	常務執行役員 クリーンエンジニアリング事業部長
木 下 一 成	執行役員 コーポレートセンター 法務、関連会社担当（東京駐在）
濱 田 雄 二	執行役員 コーポレートセンター 人事担当
石 塚 隆 文	執行役員 奈良工場長兼TNSセンター長兼安全環境品質担当
平 田 圭 司	執行役員 テクニカルセンター長
黒 川 健 正	執行役員 工業資材事業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	191 (22)	137 (22)	18 (一)	35 (一)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	48 (13)	48 (13)	— (一)	— (一)	4 (2)

(注) 期末現在役員は、取締役8名、監査役4名ですが、支給人員及び支給額には、当期中に退任した取締役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第91期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。また、譲渡制限付株式報酬については、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第90期定時株主総会において年額100百万円以内、株式数の上限を年50千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第65期定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 業績連動報酬（短期業績連動報酬）に関する事項

業績連動報酬は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、各事業年度終了後に、各事業年度の「全社業績評価」及び「各役員の個人業績評価」に応じて支払われる金銭報酬です。原則として毎年6月に年間報酬総額を決定し、これを12で除した金額が毎月金銭で支払われます。

「全社業績評価」は、定量評価で判断するものとし、その評価指標には、中長期的な成長を目指すための年度決算の主要な指標である連結売上高及び連結営業利益額、並びに、企業価値向上を目指す指標である連結営業利益率を採用しています。

「各役員の個人業績評価」については、業績とマネジメントの双方を評価するために定量評価と中長期経営計画の実行計画に基づいた定性目標の達成度で判断するものとし、定量評価の評価指標としては、担当部門における連結売上高、連結営業利益額及び連結営業利益率の予算達成度及び前年度比改善度を採用しています。

当該事業年度における業績連動報酬に係る全社業績の評価指標、実績、前年度改善度（いずれも連結ベース）は、次のとおりです。

全社業績の評価指標	2024年3月期実績	前年度比改善度
連結売上高	88,609百万円	609百万円
連結営業利益額	4,421百万円	△568百万円
連結営業利益率	4.99%	△0.68%

④非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容

譲渡制限付株式報酬は、2019年度に、役員報酬制度の見直しの一環として導入した報酬制度で、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役に對し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬債権を支給するものです。当該報酬は、原則として毎年7月に支給されます。なお、当該譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、株式数の上限を年50千株以内と定めております。

その交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」(5)に記載のとおりです。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

A. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役（執行役員も同様です）の報酬に関する基本方針は、指名・報酬委員会の答申に基づき、2021年2月5日開催の取締役会にて審議、決定しております。

B. 決定方針の内容の概要

(イ) 当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の基本方針は、次のとおりです。

- (i) 取締役に對して各年の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブになるとともに、取締役に中期経営計画の達成等を通じた中長期に亘る企業価値の持続的向上を十分に意識づける報酬構成とする
- (ii) 当社の取締役任命基準を満たす能力、適性を有する優秀な人材を役員として確保するために、同規模・同業種の企業と比較して、十分に競争力のある報酬水準とする
- (iii) 透明性が高く、公平かつ公正な評価を実現しうる報酬制度とする

(ロ) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

(i) 社外取締役を除く取締役の個人別の報酬

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成されます。また、退職時に慰労金は支給されません。各報酬の内容及び額または算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）の概要は、以下のとおりです。

(a) 固定報酬

固定報酬は、企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための基本報酬として毎月金銭で支払うものとし、外部調査機関の調査結果を参考にした指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が、役員毎の報酬表を「役員報酬内規」に定めております。

(b) 業績連動報酬

上記③をご参照ください。なお、業績連動報酬は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「役員報酬内規」に定めた算定方法に従って具体的な報酬金額が算出され、取締役会にて決議します。

(c) 譲渡制限付株式報酬

上記④をご参照ください。なお、譲渡制限付株式報酬として付与する金銭報酬債権の額は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた役位ごとの金額表及び取扱規程に基づき算出され、取締役会にて決議します。また、付与株式数については、「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた期日の東京証券取引所における当社株式の終値及び取扱規程を基礎に算出され、取締役会にて決議します。

(ii) 社外取締役及び監査役の報酬

社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各社外取締役の報酬額は株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、取締役会で決定しております。

また、監査役の報酬は、固定報酬のみとし、各監査役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、監査役会の決議により決定しております。

(ハ) 報酬水準

当社の取締役、執行役員及び監査役の報酬水準については、指名・報酬委員会において、毎年外部調査機関による役員報酬調査結果を参考に、当社と規模、業種等の類似する企業の水準を確認し、また、当社の業績等も勘案して、適切かつ妥当な水準かを審議・検討しております。

(二) 報酬の構成割合

報酬の構成は、上記(ロ)に記載のとおりですが、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考として、業績連動報酬の目標を100%達成した場合において、報酬の構成割合が、概ね固定報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝70：10：20(年換算)となるように設定しております。なお、経営の監督機能を担う社外取締役及び監査を担う監査役については、それぞれ適切にその役割を担うために独立性を確保する必要があることから、業績連動報酬は採用せず、固定報酬のみとしております。

(ホ) 報酬ガバナンスについて

(i) 任意の指名・報酬委員会

当社は、任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております(2018年12月設置)。同委員会は、取締役会からの諮問を受け、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成等について、取締役会に答申します。また、取締役の個別報酬額の算定に係る業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役に助言します。取締役会は、同委員会の答申及び助言に基づき、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成割合及び取締役の個別報酬額等を決定します。

(ii) 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会は、取締役会決議により3名の社外取締役と2名の社内取締役の計5名で構成され、委員長は社外取締役が務めています。同委員会の構成は次のとおりです。

	氏 名		役 位
委員長	豊 島	ひろ江	社外取締役
委 員	池 田	剛 久	社外取締役
委 員	小 野	友 之	社外取締役
委 員	石 切 山	靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員
委 員	北 村	精 一	代表取締役兼専務執行役員

- C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が委員長を務める中立的な指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況 (出席回数)	主な活動状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
豊島 ひろ江	取締役会 13/13回 指名・報酬委員会 6/6回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会の委員として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
池田 剛久	取締役会 13/13回 指名・報酬委員会 6/6回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会の委員として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
小野 友之	取締役会 13/13回 指名・報酬委員会 6/6回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会の委員として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
松浦 一悦	取締役会 13/13回 監査役会 13/13回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
大神 哲明	取締役会 13/13回 監査役会 13/13回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は13回、指名・報酬委員会の開催回数は6回、S.C.R.委員会（サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会の略称です。）の開催回数は4回であります。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、同法第425条第1項に定める額を責任の限度とします。

④当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	79百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

④監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の決定に同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、海外に所在する会社はEY新日本有限責任監査法人以外の監査法人の監査を受けております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第96期 (2025年3月31日現在)	第95期 (ご参考) (2024年3月31日現在)	科目	第96期 (2025年3月31日現在)	第95期 (ご参考) (2024年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	84,262	86,673	流動負債	17,997	20,331
現金及び預金	31,515	36,815	支払手形及び買掛金	8,758	7,966
受取手形及び売掛金	18,467	17,791	電子記録債務	2,364	6,288
電子記録債権	9,502	9,606	未払法人税等	1,264	611
有価証券	6,697	5,499	賞与引当金	1,097	1,037
棚卸資産	15,637	14,931	その他	4,512	4,427
その他	2,461	2,052			
貸倒引当金	△20	△23			
固定資産	95,668	82,830	固定負債	7,756	7,161
有形固定資産	30,297	25,570	長期借入金	19	286
建物及び構築物	15,392	13,414	繰延税金負債	3,982	3,234
機械装置及び運搬具	4,733	5,374	退職給付に係る負債	1,822	1,975
工具器具及び備品	1,173	1,082	その他	1,932	1,665
土地	5,604	3,910	負債合計	25,754	27,493
リース資産	1,156	902	純資産の部		
建設仮勘定	2,079	737	株主資本	134,790	127,252
その他	156	148	資本金	8,060	8,060
無形固定資産	702	796	資本剰余金	6,586	7,114
ソフトウェア	534	464	利益剰余金	124,072	117,597
のれん	53	204	自己株式	△3,929	△5,520
その他	113	127	その他の包括利益累計額		
投資その他の資産	64,669	56,463	その他有価証券評価差額金	5,806	5,373
投資有価証券	60,444	52,820	為替換算調整勘定	11,681	7,812
長期貸付金	178	11	退職給付に係る調整累計額	1,113	840
退職給付に係る資産	2,690	2,183	その他の包括利益累計額合計	18,601	14,027
繰延税金資産	545	556	非支配株主持分	784	731
その他	818	897	純資産合計	154,176	142,011
貸倒引当金	△8	△5	負債及び純資産合計	179,931	169,504
資産合計	179,931	169,504			

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第96期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第95期 (ご参考) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高	90,276	88,609
売上原価	66,030	66,277
売上総利益	24,246	22,331
販売費及び一般管理費	19,090	17,909
営業利益	5,155	4,421
営業外収益	9,886	8,111
受取利息	249	216
受取配当金	384	312
業務代行収入	156	155
持分法による投資利益	8,669	7,001
為替差益	113	268
その他	312	156
営業外費用	440	525
支払利息	68	60
業務代行費用	146	147
訴訟関連費用	131	255
その他	93	63
経常利益	14,601	12,007
特別利益	534	331
固定資産売却益	7	16
投資有価証券売却益	0	179
固定資産受贈益	526	—
関係会社清算益	—	135
その他	—	0
特別損失	442	329
固定資産売却・除却損	69	36
減損損失	345	31
投資有価証券評価損	—	262
災害による損失	16	—
その他	9	—
税金等調整前当期純利益	14,693	12,008
法人税、住民税及び事業税	2,137	1,552
法人税等調整額	354	539
当期純利益	12,200	9,917
非支配株主に帰属する当期純利益	69	59
親会社株主に帰属する当期純利益	12,131	9,857

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第96期 (2025年3月31日現在)	第95期 (ご参考) (2024年3月31日現在)	科目	第96期 (2025年3月31日現在)	第95期 (ご参考) (2024年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	50,107	52,344	流動負債	9,833	12,576
現金及び預金	12,375	17,718	電子記録債務	1,847	4,409
受取手形	201	549	買掛金	4,501	4,834
電子記録債権	8,142	8,064	短期借入金	400	400
売掛金	10,206	9,716	未払金	594	846
有価証券	6,697	5,499	未払費用	179	178
商品及び製品	5,010	4,485	未払法人税等	513	334
仕掛品	100	84	預り金	493	435
原材料及び貯蔵品	1,668	1,433	賞与引当金	818	811
前払費用	207	85	設備関係支払手形	196	204
その他	5,652	4,768	その他	289	120
貸倒引当金	△154	△61	固定負債	3,089	3,269
固定資産	59,421	57,996	長期借入金	19	286
有形固定資産	15,415	15,434	退職給付引当金	652	770
建物	8,856	8,653	繰延税金負債	1,418	1,208
構築物	418	413	その他	999	1,004
機械装置	1,914	2,471	負債合計	12,923	15,846
車両運搬具	10	13	純資産の部		
工具器具備品	599	700	株主資本		
土地	2,475	2,475	資本金	8,060	8,060
建設仮勘定	865	443	資本剰余金		
その他	275	263	資本準備金	7,608	7,608
無形固定資産	467	345	その他資本剰余金	—	528
ソフトウェア	445	322	資本剰余金合計	7,608	8,136
その他	22	23	利益剰余金		
投資その他の資産	43,538	42,216	利益準備金	503	503
投資有価証券	17,497	17,013	その他利益剰余金		
関係会社株式	16,149	15,164	圧縮積立金	68	72
関係会社出資金	6,022	6,022	別途積立金	12,900	12,900
関係会社長期貸付金	1,941	2,349	繰越利益剰余金	65,705	65,033
長期前払費用	55	257	利益剰余金合計	79,177	78,510
前払年金費用	1,640	1,363	自己株式	△3,929	△5,520
その他	236	49	株主資本合計	90,917	89,187
貸倒引当金	△5	△5	評価・換算差額等		
資産合計	109,528	110,341	その他有価証券評価差額金	5,687	5,307
			評価・換算差額等合計	5,687	5,307
			純資産合計	96,604	94,494
			負債及び純資産合計	109,528	110,341

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第96期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第95期 (ご参考) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高	45,335	45,762
売上原価	33,779	34,973
売上総利益	11,555	10,788
販売費及び一般管理費	9,524	8,934
営業利益	2,031	1,854
営業外収益	5,721	4,888
受取利息	83	52
受取配当金	5,323	4,599
業務代行収入	156	155
その他	158	80
営業外費用	393	481
支払利息	2	5
業務代行費用	146	147
貸倒引当金繰入額	91	45
訴訟関連費用	131	255
その他	21	28
経常利益	7,359	6,261
特別利益	5	385
投資有価証券売却益	—	177
関係会社清算益	—	207
抱合せ株式消滅差益	5	—
その他	0	0
特別損失	306	273
固定資産売却・除却損	50	10
投資有価証券評価損	—	262
減損損失	256	—
税引前当期純利益	7,058	6,373
法人税、住民税及び事業税	797	602
法人税等調整額	△63	245
当期純利益	6,323	5,525

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

ニッタ株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 池内正文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッタ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

ニッタ株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 池内正文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッタ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画を策定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

ニッタ株式会社 監査役会

常勤監査役 赤井 順一 ㊞

常勤監査役 福若 克博 ㊞

社外監査役 松浦 一悦 ㊞

社外監査役 大神 哲明 ㊞

以上

株主優待制度のご案内

当社は、株主優待制度を実施しております。また、当社株式を長期間保有いただいている株主様のご支援にお応えするべく長期保有株主様向け優待制度を設けております。

対象株主

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様
 ※優待品が乳製品のため、夏期を避けて11月頃のお届けを予定しています。

優待内容

グループ会社製品及び北海道の特産品

株主優待制度

①保有期間3年以上^{※1}の株主様

100株以上200株未満：1,200円相当

200株以上：3,000円相当

1,000株以上：6,000円相当

②保有期間3年未満の株主様

200株以上：1,200円相当

1,000株以上：3,000円相当

※1：保有期間3年以上とは、毎年3月31日及び9月30日の株主名簿に、同一の株主番号で7回以上連続して1単元（100株）以上の保有記録が記載されていることを言います。

※2：優待内容につきましては、製品価格や物流費の影響等により予告なく変更されることがあります。あらかじめご了承ください。



優待品例（6,000円相当）

株主総会会場ご案内略図

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社 11階会議室

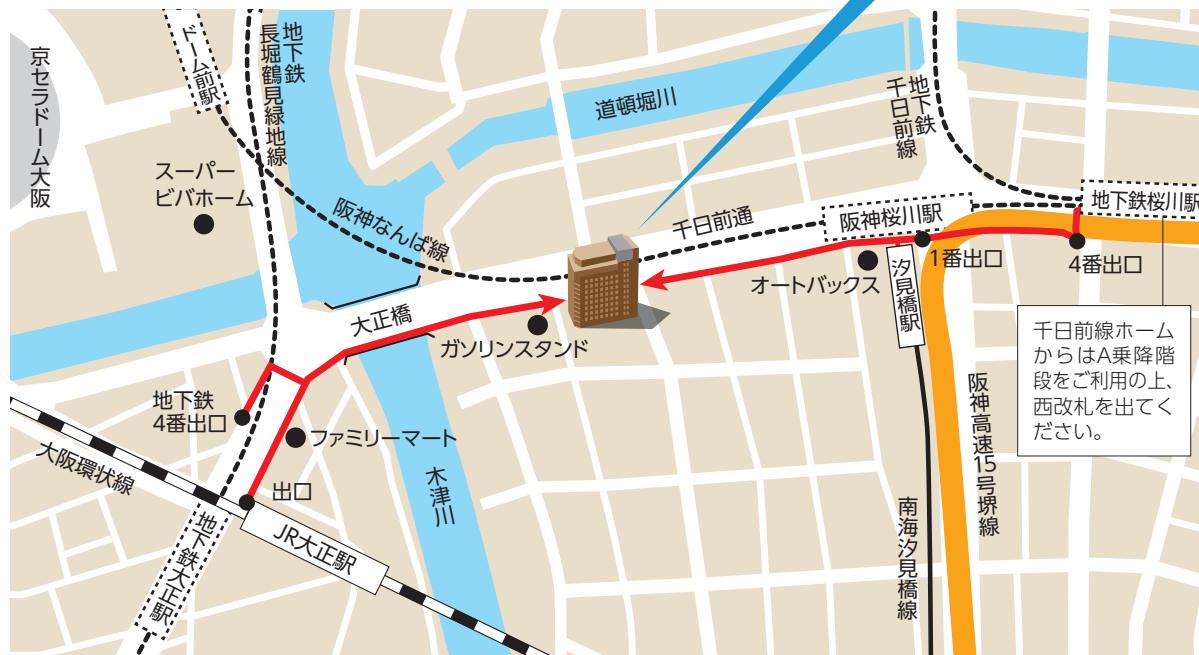
電話(06)6563-1211(代)

- 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。
- 当日の受付時間は、午前9時からとなっております。



アクセス

- J R・大阪環状線「大正駅」……………改札口から東へ徒歩約6分
- 地下鉄・長堀鶴見緑地線「大正駅」……………4番出口から東へ徒歩約5分
- 地下鉄・千日前線「桜川駅」……………4番出口から西へ徒歩約7分
- 阪神・阪神なんば線「桜川駅」……………1番出口から西へ徒歩約5分
- 南海・汐見橋線「汐見橋駅」……………改札口から西へ徒歩約5分



ニッタ株式会社

<https://www.nitta.co.jp/>

この報告書は、FSC®認証紙と、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています。

